繰越手続　事例集

（令和4年6月改訂）

財務省　東海財務局

目次

1．明許繰越しにかかる事例 ページ

（1）直轄事業の明許繰越し 2

（2）改め明許 6

（3）国庫債務負担行為の歳出化分にかかる繰越し 10

2．事故繰越しにかかる事例

事故繰越しの手続に必要な書類、繰越計算書（事故繰越しの分）、繰越計算書（事項別内訳表）、事故繰越しを必要とする理由書、審査表、工程表 15

3．繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担（翌債）にかかる事例

（1）補助事業の翌債 22

（2）翌債承認の変更（増額） 26

4．箇所別調書及び理由書の記載例（ケース別）

【繰越事由】		【「事由」欄（）書きの事例】	
〈計画に関する諸条件〉			
ア	地元調整①	騒音、振動、迂回路、通行規制時間	31
	地元調整②	土地の立入許可	32
	占用許可物件の移設	占用許可物件の移設（電気）	33
	漁協との調整	水質汚濁	34
イ	状況変化に伴う施工能率低下	埋設物、湧水、地盤	35
エ	基本計画の変更	施工規模の縮小、河川法線の変更	36
オ	他事業との調整	上下水道、電気、鉄道	37
カ	関係機関との協議	河川法・〇〇県	38
		建設工事公衆災害防止対策要綱・JR	
キ	先行工事の遅れ		39
	入札不調に伴う計画変更	〇〇の計画変更（見直し）	40

目次

			ページ
〈設計に関する諸条件〉			
ア	事前設計段階の工法の選択	基礎工法、土質、埋蔵物	41
イ	契約締結後の設計変更①	湧水処理、基礎地盤改良	42
	契約締結後の設計変更②	既設管水路の位置相違	43
ウ	入札不調に伴う設計変更	○○の設計変更（見直し）	44
〈用地の関係〉			
ア	用地買収の補償交渉	価格、相続、境界	45
イ	工事用地借上げ交渉	価格、位置、境界	46
〈補償処理の困難〉			
ア	物件等の補償交渉	価格、位置、面積、相続	47
〈資材の入手難〉			
ア イ	資材・労務者不足が客観的事実に基づき説明が可能なものに限る。 ※一般的には、大型プロジェクト事業、大災害における特殊事例		
ウ	運搬路被災による資材運搬不能	災害	48
エ	納期遅延	特注品の納期遅延	49

１．明許繰越しにかかる事例

明許繰越し（直轄事業）

箇所別調書及び理由書と一致させる。

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日

東海財務局長　殿

支出負担行為担当官　〇〇〇〇局長

繰　越　計　算　書（明許繰越しの分）

〇〇省所管
令和〇年度　〇〇会計

支出負担行為担当官　〇〇〇〇局長
官署支出官　〇〇局長

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	支出済額及び支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となるべき額	摘要			
			繰越承認済額	要繰越額		支出負担行為済額	支出負担行為の相手方及び年月日	事務事業の既済高及び検査年月日	事務事業の完了の見込年月日
（組織）〇〇本省	円	円	円	円	円	円			
108 官庁営繕費									
95016-1204-15 施設整備費	150,000,000	99,000,000	(0) 0	(0) 50,000,000	1,000,000				
（事項）　〇〇〇庁舎空調設備改修工事	a 50,000,000	b 0	c (0) d 0	(0) e 50,000,000	f 0	(0) 0			令和△年8月31日
（その他の事項）	100,000,000	99,000,000	(0) 0	(0) 0	1,000,000				

着色部分は、ADAMSⅡではシステムで自動計算し出力される。

各省各庁の長から繰越しの手続に関する事務の委任を受けている者が**支出負担行為担当官以外**の場合は、**両者は一致しない**ので注意。

（注）a＝b＋C＋d＋e＋f

箇所別調書及び理由書と一致させる。

繰越しを必要とする理由　別紙理由書のとおり。

0000000006

1

明許繰越し（直轄事業）

東海財務局長　殿

繰　越　計　算　書（事項別内訳表）

〇〇省所管
令和〇年度　　〇〇会計

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	支出済額及び支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となるべき額
			繰越承認済額	要繰越額	
（組織）〇〇本省	円	円	円	円	円
108 官庁営繕費					
95 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備に必要な経費	50,000,000	0	(0) 0	(0) 50,000,000	0
（事項）　〇〇〇庁舎空調設備改修工事	50,000,000	0	(0) 0	(0) 50,000,000	0

・**繰越計算書の「目」の先頭2桁と予算事項のコード（95）が一致しているか最低限確認**すること。
・同じ主要経費の事項が複数ある項の場合には、予算事項の選択誤りが多いため、**必ず予算書（必要に応じて各省の各目明細書）上の事項名と照合**すること。

0000000006

明許繰越し（直轄事業）

12月の入札不調の結果、原因を調査したところ、〇〇が原因と判明したため、〇〇の計画の見直しに不測の日数を要したことから、年度内の契約締結及び工事完了が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 明許繰越しに係るもの ）

（目）　施設整備費

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	支出負担行為 計画示達額	翌　年　度 繰　越　額	事　業　完　了 予 定 年 月 日	繰　越　事　由
				円	円		
〇〇〇庁舎空調設備改修工事	〇〇〇庁舎	〇〇市〇〇町字〇〇	設計積算・入札 （〇年9月～〇年12月） 〇年9月～〇年12月	50,000,000	50,000,000	△年8月31日	計画に関する諸条件　キ （12月の入札不調の結果を踏まえ、原因を調査したところ、〇〇が原因と判明したため、〇〇の計画の見直しに不測の日数を要したもの。）
	〇〇市〇〇町字〇〇	空調設備改修工事　1式	計画の見直し (-) △年1月～△年3月				（1月～5月）
			再入札期間 (-) △年4月～△年5月				
			工事期間 （△年1月～△年3月） △年6月～△年8月				

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担　当　部　課　名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担　当　者　氏　名　：〇〇〇〇
電　話　番　号　：000-000-0000

明許繰越し（直轄事業）

繰越計算書（明許繰越しの分）審査表

令和　　〇年度　　所管：　　〇〇省　　会計（組織・勘定）：　〇〇本省・一般会計

事項別内訳表の事項（予算書上の事項）を記載する。

（項）官庁営繕費　　（事項）環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備に必要な経費　　（目）施設整備費

「事業」（正）と「事業費」（誤）の記載誤りが多くみられるので注意。
例：　　47 社会資本総合整備事業に必要な経費
審査表でよくある間違い：47 社会資本総合整備事業費に必要な経費

番号	審査事項（要件等）		確認
1	各省各庁の長から繰越しの手続に関する事務委任を受けているものである。		〇
2	予算書の丙号繰越明許費に該当している。		〇
3	予算参照書の丙号繰越明許費要求書に掲げられている事由に該当している。		〇
4	前年度に明許繰越しによって繰り越した経費の再繰越しではない。		〇
5	予算書、予算参照書、各目明細書等と照合し、予算に定められた目的に反していないものである。		〇
6	契約等に定められている内容に沿って実施されている。		〇
7	繰越事由及び事由発生時期は妥当である。 着工年月日、竣工予定年月日等の状況が繰越しをするうえにおいて支障がない。		〇
8	支出負担行為未済の事業は	ない。	―
		あるが、繰り越すことはやむを得ない。	〇
9	翌年度にわたる債務負担の承認手続をすべきものではない。		〇
10	既に翌年度にわたる債務負担を	していない。	〇
		しているものがある。	―
11	前金払又は概算払は	していない。	〇
		しているが、支払った金額は適正である（過払いとはなっていない。）。	―
12	予備費使用に係る経費	ではない。	〇
		である。	―

番号	審査事項（提出書類）	確認
13	繰越計算書の書式は適正に作成されている。記入すべき箇所は全て適正に記入されている。	〇
14	部局等、項及び目（目の細分）の名称並びにコード番号が適正である。	〇
15	事項のたて方（名称等）は適当である。	〇
16－ｉ	「予算現額」又は「支出負担行為計画示達額」欄について、目までの金額の積上げが適正である。	〇
16－ii	支出負担行為計画示達額は、示達された支出負担行為計画と一致している。	〇
17	「支出済額及び支出すべき額」欄は、妥当な金額である。（特に前金払、概算払）	〇
18－ｉ	「翌年度へ繰越額」欄の前回までの「繰越承認済額」欄の金額は適正である。	〇
18－ii	「翌年度へ繰越額」欄の「要繰越額」欄の金額は、積算の内容も含め検討した結果、適正である。	〇
19	「不用となるべき額」欄は妥当な金額である。	〇
20－ｉ	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	―
20－ii	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	―
20－iii	「摘要」欄の「事務事業の既済高及び検査年月日」欄は、適正、かつ繰越事由、完了見込み等から判断して適当である。	―
20－iv	「摘要」欄の「事務事業の完了の見込年月日」欄は、進捗状況等から判断して妥当である。	〇
21	繰越計算書（事項別内訳表）の事項（予算書上の事項）及びそのコードが適正に記載されている。	〇
22－ｉ	箇所別調書及び理由書の記入すべき箇所は、全て適正に記入されている。	〇
22－ii	繰越事由・事由発生時期等について、支出負担行為の時期及び完成までの期間、事業の進捗状況等からみて妥当である。	〇

記載例　〇：該当し、確認済み
　　―：該当なし
　　△：その他（余白又は別紙で内容を記載）

改め明許(補助事業)

P－ 1

箇所別調書及び理由書と一致させる。

〇〇第 ×××　号
令和〇年□□月□□日

東海財務局長　殿

支出負担行為担当官　〇〇〇〇局長

繰　越　計　算　書(明許繰越しの分)

〇〇省所管
令和〇年度　〇〇会計

支出負担行為担当官　〇〇〇〇局長
官署支出官　〇〇局長

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	支出済額及び支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となるべき額	摘要			
			繰越承認済額	要繰越額		支出負担行為済額	支出負担行為の相手方及び年月日	事務事業の既済高及び検査年月日	事務事業の完了の見込年月日
(組織)〇〇本省	円	円	円	円	円	円			
017 農業生産基盤整備事業費									
46052-1825-00 農業競争力強化基盤整備事業費補助	257,000,000	102,000,000	(0) 3,000,000	(130,000,000) 150,000,000	2,000,000				
（目の細分）農業競争力強化基盤整備事業費補助	257,000,000	102,000,000	(0) 3,000,000	(130,000,000) 150,000,000	2,000,000				
（事項）　〇〇県水利施設等保全高度化事業 （〇〇地区）	a 250,000,000	b 100,000,000	c (0) d 0	(130,000,000) f e 150,000,000	0	(0) 250,000,000	〇〇県知事 令和〇年〇月〇日 ほか1回	40.0%	令和△年8月31日
（その他の事項）	7,000,000	2,000,000	(0) 3,000,000	(0) 0	2,000,000				

繰越しを必要とする理由　別紙理由書のとおり。

0000000006

1

各省各庁の長から繰越しの手続に関する事務の委任を受けている者が**支出負担行為担当官以外**の場合は、**両者は一致しない**ので注意。

翌債承認時に承認された「翌年度の支出見込み額」を上段(　)**内書**

着色部分は、ADAMSⅡではシステムで自動計算し出力される。

目の細分がある場合

交付決定(支出負担行為)が数回に及んでいる場合は「〇年〇月〇日(※)ほか何回」と記入する。
※原則、**直近の年月日を記入**すること。

(注)a＝b＋C＋d＋e＋f

翌年度への繰越額を本書きで記載する。

前回までに繰越又は翌債承認要求したが未だ承認されていない金額は、繰越承認済額には含めず、(　)**外書**

箇所別調書及び理由書と一致させる。

検査を行っていないものについては「支出負担行為計画示達額」に対する「支出済額及び支出すべき額」の割合をパーセントで記入する。

繰越計算書を作成するときまでに、財務大臣又は財務局長等から繰越承認された金額

改め明許（補助事業）

東海財務局長　殿

繰　越　計　算　書（事項別内訳表）

〇〇省所管
令和〇年度　　〇〇会計

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	支出済額及び支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となるべき額
			繰越承認済額	要繰越額	
（組織）〇〇本省	円	円	円	円	円
017 農業生産基盤整備事業費					
46 農業生産基盤整備事業に必要な経費	250,000,000	100,000,000	(0) 0	(130,000,000) 150,000,000	0
（事項）　〇〇県水利施設等保全高度化事業 （〇〇地区）	250,000,000	100,000,000	(0) 0	(130,000,000) 150,000,000	0

・**繰越計算書の「目」の先頭2桁と予算事項のコード（46）が一致しているか最低限確認**すること。
・同じ主要経費の事項が複数ある項の場合には、予算事項の選択誤りが多いため、**必ず予算書（必要に応じて各省の各目明細書）上の事項名と照合**すること。

0000000006

改め明許（補助事業）

翌債の承認を経たが、迂回路の問題について地元との調整に不測の日数を要したことから年度内出来高が不足し、要繰越額が承認額を超過したため、改めて明許繰越しで承認申請するケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇所別調書及び理由書　（明許繰越しに係るもの）

（目の細分）　農業競争力強化基盤整備事業費補助

事項	箇所名	事業概要	（当初計画） 変更計画	支出負担行為 計画示達額	翌年度 繰越額	事業完了 予定年月日	繰越事由
				円	円		
			地元調整 （〇年4月～〇年12月） 〇年4月～〇年12月	50,000,000	(30,000,000) 50,000,000	△年8月31日	計画に関する諸条件　ア （迂回路） （1月）
〇〇県水利施設等保全高度化事業 （〇〇地区）	〇〇地区	〇〇市〇〇町字〇〇	設計積算 （△年1月～△年2月） △年2月～△年3月				前回の承認年月日等 〇年〇月〇日付 東海財主２第〇〇〇〇号
	〇〇市〇〇地内	頭首工　1箇所	地元再調整 (-) △年1月				
			工事期間 （△年3月～△年7月） △年4月～△年8月				
		ほか5箇所		200,000,000	(100,000,000) 100,000,000		
1件	計	6箇所		250,000,000	(130,000,000) 150,000,000		

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

翌債承認時に承認された「翌年度の支出見込み額」を上段に（）書きで記載する。

翌年度への繰越額を本書きで記載する。

既翌債承認にかかる「承認番号」、「承認年月日」を記載する。

◆間違いやすいポイント◆
翌年度繰越申請額は翌債承認時からの増額分だけではなく**全額**申請すること。

変更となった箇所以外の箇所をまとめ、一括して記載

（当初計画）部分は、翌債承認時の変更計画を記載する。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担当部課名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担当者氏名　：〇〇〇〇
電話番号　：000-000-0000

改め明許（補助事業）

繰越計算書（明許繰越しの分）審査表

令和　　〇年度　　所管：　　〇〇省　　会計（組織・勘定）：　　〇〇本省・一般会計

事項別内訳表の事項（予算書上の事項）を記載する。

（項）農業生産基盤整備事業費　　（事項）農業生産基盤整備事業に必要な経費　　（目）農業競争力強化基盤整備事業費補助

「事業」（正）と「事業費」（誤）の記載誤りが多くみられるので注意。
例：　　47 社会資本総合整備事業に必要な経費
審査表でよくある間違い：47 社会資本総合整備事業費に必要な経費

番号	審査事項（要件等）		確認
1	各省各庁の長から繰越しの手続に関する事務委任を受けているものである。		〇
2	予算書の丙号繰越明許費に該当している。		〇
3	予算参照書の丙号繰越明許費要求書に掲げられている事由に該当している。		〇
4	前年度に明許繰越しによって繰り越した経費の再繰越しではない。		〇
5	予算書、予算参照書、各目明細書等と照合し、予算に定められた目的に反していないものである。		〇
6	契約等に定められている内容に沿って実施されている。		〇
7	繰越事由及び事由発生時期は妥当である。 着工年月日、竣工予定年月日等の状況が繰越しをするうえにおいて支障がない。		〇
8	支出負担行為未済の事業は	ない。	〇
		あるが、繰り越すことはやむを得ない。	—
9	翌年度にわたる債務負担の承認手続をすべきものではない。		〇
10	既に翌年度にわたる債務負担を	していない。	—
		しているものがある。	〇
11	前金払又は概算払は	していない。	〇
		しているが、支払った金額は適正である（過払いとはなっていない。）。	—
12	予備費使用に係る経費	ではない。	〇
		である。	—

番号	審査事項（提出書類）	確認
13	繰越計算書の書式は適正に作成されている。記入すべき箇所は全て適正に記入されている。	〇
14	部局等、項及び目（目の細分）の名称並びにコード番号が適正である。	〇
15	事項のたて方（名称等）は適当である。	〇
16－ｉ	「予算現額」又は「支出負担行為計画示達額」欄について、目までの金額の積上げが適正である。	〇
16－ii	支出負担行為計画示達額は、示達された支出負担行為計画と一致している。	〇
17	「支出済額及び支出すべき額」欄は、妥当な金額である。（特に前金払、概算払）	〇
18－ｉ	「翌年度へ繰越額」欄の前回までの「繰越承認済額」欄の金額は適正である。	〇
18－ii	「翌年度へ繰越額」欄の「要繰越額」欄の金額は、積算の内容も含め検討した結果、適正である。	〇
19	「不用となるべき額」欄は妥当な金額である。	〇
20－ｉ	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	〇
20－ii	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	〇
20－iii	「摘要」欄の「事務事業の既済高及び検査年月日」欄は、適正、かつ繰越事由、完了見込み等から判断して適当である。	〇
20－iv	「摘要」欄の「事務事業の完了の見込年月日」欄は、進捗状況等から判断して妥当である。	〇
21	繰越計算書（事項別内訳表）の事項（予算書上の事項）及びそのコードが適正に記載されている。	〇
22－ｉ	箇所別調書及び理由書の記入すべき箇所は、全て適正に記入されている。	〇
22－ii	繰越事由・事由発生時期等について、支出負担行為の時期及び完成までの期間、事業の進捗状況等からみて妥当である。	〇

記載例　〇：該当し、確認済み
　　—：該当なし
　　△：その他（余白又は別紙で内容を記載）

国庫債務負担行為（補助）

箇所別調書及び理由書と一致させる。

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日

東海財務局長　殿

支出負担行為担当官　〇〇〇〇局長

繰　越　計　算　書（明許繰越しの分）

〇〇省所管
令和〇年度　〇〇会計

支出負担行為担当官　〇〇〇〇局長
官署支出官　〇〇局長

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	支出済額及び支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となるべき額	摘要			
			繰越承認済額	要繰越額		支出負担行為済額	支出負担行為の相手方及び年月日	事務事業の既済高及び検査年月日	事務事業の完了の見込年月日
	円	円	円	円	円	円			
（組織）〇〇本省									
359 地域連携道路事業費									
42052-1825-00 地域連携道路事業費補助	112,000,000	7,000,000	(0) 3,000,000	(0) 100,000,000	2,000,000				
（目の細分）一般国道事業費補助	107,000,000	2,000,000	(0) 3,000,000	(0) 100,000,000	2,000,000		〇〇県知事 （令和□年〇月〇日）		
（事項）　〇〇県一般国道事業費補助 （一般国道〇〇〇号道路整備事業） 国債R〇歳出化分（R□-R〇））	a 100,000,000	b 0	c (0) d 0	(0) e 100,000,000	f 0	(200,000,000) 100,000,000	令和〇年〇月〇日		令和△年6月30日
（その他の事項）	7,000,000	2,000,000	(0) 3,000,000	(0) 0	2,000,000				
（その他の目の細分）	5,000,000	5,000,000	(0) 0	(0) 0	0				

繰越しを必要とする理由　別紙理由書のとおり。

0000000006

1

各省各庁の長から繰越しの手続に関する事務の委任を受けている者が**支出負担行為担当官以外**の場合は、**両者は一致しない**ので注意。

着色部分は、ADAMSⅡではシステムで自動計算し出力される。

目の細分がある場合

国庫債務負担行為の歳出化事業の場合

（注）a＝b＋C＋d＋e＋f

上段に（）書で**当初（変更があった場合は変更後）の支出負担行為済額及び年月日を記入**

前回までに繰越又は翌債承認要求したが未だ承認されていない金額は、繰越承認済額には含めず、（）**外書**

繰越計算書を作成するときまでに、財務大臣又は財務局長等から繰越承認された金額

箇所別調書及び理由書と一致させる。

国庫債務負担行為(補助)

東海財務局長　殿

繰　越　計　算　書(事項別内訳表)

〇〇省所管
令和〇年度　　〇〇会計

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	支出済額及び支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となるべき額
			繰越承認済額	要繰越額	
(組織)〇〇本省	円	円	円	円	円
359 地域連携道路事業費					
42 地域連携道路事業に必要な経費	100,000,000	0	(0) 0	(0) 100,000,000	0
（事項）　〇〇県一般国道事業費補助（一般国道〇〇〇号道路整備事業） （国債R〇歳出化分（R□-R〇）））	100,000,000	0	(0) 0	(0) 100,000,000	0

・**繰越計算書の「目」の先頭2桁と予算事項のコード(42)が一致しているか最低限確認**すること。
・同じ主要経費の事項が複数ある項の場合には、予算事項の選択誤りが多いため、**必ず予算書(必要に応じて各省の各目明細書)上の事項名と照合**すること。

0000000006

国庫債務負担行為（補助）

国庫債務負担行為に基づき、2ヵ年度にわたった工事の発注を行ったが、2年目に関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため、明許繰越しの申請を行うケース。

所管：○○省
会計：○○会計

○○第　×××　号
令和○年□□月□□日
1/○

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇所別調書及び理由書　（明許繰越しに係るもの）

（目の細分）　一般国道事業費補助

事項	箇所名	事業概要	（当初計画） 変更計画	支出負担行為 計画示達額	翌年度 繰越額	事業完了 予定年月日	繰越事由
				円	円		
○○県一般国道事業費補助（一般国道○○○号道路整備事業） （国債R○歳出化分（R□-R○）） 翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。	一般国道○○○号 ○○バイパス 箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。	○○市○○町字○○ 橋梁上部工　N=1橋 事業内容及び具体的数量を記載する。	地元調整 （○年4月～○年8月） ○年4月～○年8月 関係機関協議 （○年9月） ○年9月 関係機関再協議 (-) ○年10月～○年12月 工事期間 （○年10月～△年3月） △年1月～△年6月	100,000,000	100,000,000	△年6月30日	計画に関する諸条件　カ （河川法・○○県） （10月～12月） （R□.○　国債歳出化分） R□　100,000千円 R○　100,000千円 計　200,000千円 国庫債務負担行為に係る事業の場合は、各年度の歳出化額を明示する。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担当部課名　：○○部○○課○○係
担当者氏名　：○○○○
電話番号　：000-000-0000

国庫債務負担行為（補助）

繰越計算書（明許繰越しの分）審査表

令和　　〇年度　　所管：　　〇〇省　　会計（組織・勘定）：　　〇〇本省・一般会計

事項別内訳表の事項（予算書上の事項）を記載する。

（項）地域連携道路事業費　　（事項）地域連携道路事業に必要な経費　　（目）地域連携道路事業費補助

「事業」（正）と「事業費」（誤）の記載誤りが多くみられるので注意。
例：　　47 社会資本総合整備事業に必要な経費
審査表でよくある間違い：47 社会資本総合整備事業費に必要な経費

番号	審査事項（要件等）		確認
1	各省各庁の長から繰越しの手続に関する事務委任を受けているものである。		〇
2	予算書の丙号繰越明許費に該当している。		〇
3	予算参照書の丙号繰越明許費要求書に掲げられている事由に該当している。		〇
4	前年度に明許繰越しによって繰り越した経費の再繰越しではない。		〇
5	予算書、予算参照書、各目明細書等と照合し、予算に定められた目的に反していないものである。		〇
6	契約等に定められている内容に沿って実施されている。		〇
7	繰越事由及び事由発生時期は妥当である。 着工年月日、竣工予定年月日等の状況が繰越しをするうえにおいて支障がない。		〇
8	支出負担行為未済の事業は	ない。	〇
		あるが、繰り越すことはやむを得ない。	—
9	翌年度にわたる債務負担の承認手続をすべきものではない。		〇
10	既に翌年度にわたる債務負担を	していない。	〇
		しているものがある。	—
11	前金払又は概算払は	していない。	〇
		しているが、支払った金額は適正である（過払いとはなっていない。）。	—
12	予備費使用に係る経費	ではない。	〇
		である。	—

番号	審査事項（提出書類）	確認
13	繰越計算書の書式は適正に作成されている。記入すべき箇所は全て適正に記入されている。	〇
14	部局等、項及び目（目の細分）の名称並びにコード番号が適正である。	〇
15	事項のたて方（名称等）は適当である。	〇
16－ｉ	「予算現額」又は「支出負担行為計画示達額」欄について、目までの金額の積上げが適正である。	〇
16－ii	支出負担行為計画示達額は、示達された支出負担行為計画と一致している。	〇
17	「支出済額及び支出すべき額」欄は、妥当な金額である。（特に前金払、概算払）	〇
18－ｉ	「翌年度へ繰越額」欄の前回までの「繰越承認済額」欄の金額は適正である。	〇
18－ii	「翌年度へ繰越額」欄の「要繰越額」欄の金額は、積算の内容も含め検討した結果、適正である。	〇
19	「不用となるべき額」欄は妥当な金額である。	〇
20－ｉ	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	〇
20－ii	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	〇
20－iii	「摘要」欄の「事務事業の既済高及び検査年月日」欄は、適正、かつ繰越事由、完了見込み等から判断して適当である。	—
20－iv	「摘要」欄の「事務事業の完了の見込年月日」欄は、進捗状況等から判断して妥当である。	〇
21	繰越計算書（事項別内訳表）の事項（予算書上の事項）及びそのコードが適正に記載されている。	〇
22－ｉ	箇所別調書及び理由書の記入すべき箇所は、全て適正に記入されている。	〇
22－ii	繰越事由・事由発生時期等について、支出負担行為の時期及び完成までの期間、事業の進捗状況等からみて妥当である。	〇

記載例　〇：該当し、確認済み
　　—：該当なし
　　△：その他（余白又は別紙で内容を記載）

２．事故繰越しにかかる事例

事故繰越しの手続に必要な書類

	提出書類			ヒアリング時に必要なもの	チェック欄
1	繰越計算書(事故繰越しの分)		「事項別内訳表」も併せて提出。		
2	事故繰越しを必要とする理由書			○	
3	審査表				
4	工程表		既存の任意様式可 理由書に網羅的に記載されている場合は省略可	○	
5	明許(翌債)承認時の関係資料 ①承認通知書 ②箇所別調書及び理由書		明許(翌債)承認された場合 (本省間で繰越した予算の事故繰越しは、ヒアリングまでに主務省より関係資料を取寄せること。)	○	
6	支出負担行為を確認できる資料		（直轄事業の場合） ・契約関係書類（写）・・・請負、委託等の場合（契約日付及び契約金額がわかるページのみで可） （補助事業の場合） ・交付決定通知書（写）・・補助金、負担金、交付金等の場合（交付決定日付及び交付額がわかるページのみで可）	○	
7	その他参考資料（事故事由を客観的に示す書類）		下記を参考に、適宜用意。 ※あくまでも例示であるため、担当に事前確認すること。	○	
		位置図（箇所図）、平面図	「避けがたい事故」が「異常気象等」、「工事現場等での障害」等の場合		
		現場写真(対象物件、事故原因「例：地中障害物」等)	「避けがたい事故」が「異常気象等」、「工事現場等での障害」等の場合		
		用地(補償)交渉等経緯の記録(担当者のみのメモ書き不可)	「避けがたい事故」が「住民・地権者等関係者との調整等」、「他事業・他機関等との関係」等の場合		
		地元の住民や自治体との調整等経緯の記録(調整等により工事を中断した場合は、中止指示書、再開指示書等)	「避けがたい事故」が「住民・地権者等関係者との調整等」等の場合		
		工事打ち合わせ記録、中止指示書、再開指示書	「避けがたい事故」が「他事業・他機関等との関係」等の場合		
		新聞やインターネットの記事	「避けがたい事故」を示す記事があれば添付する。		
		その他	「避けがたい事故」の発生状況に応じ、関連する資料を提出する。		

（注）事故繰越しは、事前にヒアリングを行いますので、担当者と日程調整を行ってください。
なお、事故繰越しの手続に必要な書類は全て提出していただきますが、ヒアリングの際には、上記『ヒアリング時に必要なもの』を確認の上、必ずご準備ください。

事故繰越し（補助事業）

○○第　×××　号
令和○年□□月□□日

東海財務局長　殿

支出負担行為担当官　○○○○局長

繰　越　計　算　書（事故繰越しの分）

○○省所管
令和○年度　　○○会計

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	支出済額及び支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となるべき額	摘要			
			繰越承認済額	要繰越額		支出負担行為済額	支出負担行為の相手方及び年月日	事務事業の既済高及び検査年月日	事務事業の完了の見込年月日
	円	円	円	円	円	円			
（組織）○○本省									
280 社会資本総合整備事業費									
47052-1825-00 社会資本整備総合交付金	47,000,000	32,000,000	(0) 3,000,000	(0) 10,000,000	2,000,000				
（目の細分）社会資本整備総合交付金	42,000,000	27,000,000	(0) 3,000,000	(0) 10,000,000	2,000,000				
（事項）○○県社会資本整備総合交付金 （○○線）	a 35,000,000	b 25,000,000	c (0) d 0	(0) e 10,000,000	f 0	(35,000,000) 35,000,000	○○県知事 （令和□年7月1日） 令和○年5月1日	71.4%	令和△年4月30日
（その他の事項）	7,000,000	2,000,000	(0) 3,000,000	(0) 0	2,000,000				
（その他の目の細分）	5,000,000	5,000,000	(0) 0	(0) 0	0				

（注）a＝b＋C＋d＋e＋f

繰越しを必要とする理由　別紙理由書のとおり。

0000000006

1

支出負担行為担当官　○○○○局長
官署支出官　○○局長

各省各庁の長から繰越しの手続に関する事務の委任を受けている者が**支出負担行為担当官以外**の場合は、**両者は一致しない**ので注意。

着色部分は、ADAMSⅡではシステムで自動計算し出力される。

目の細分がある場合

交付決定（支出負担行為）が数回に及んでいる場合は「○年○月○日（※）ほか何回」と記入する。
※原則、**直近の年月日を記入**すること。

上段に（）書で**当初（変更があった場合は変更後）の支出負担行為済額及び年月日を記入**

前回までに繰越又は翌債承認要求したが未だ承認されていない金額は、繰越承認済額には含めず、（）**外書**

繰越計算書を作成するときまでに、財務大臣又は財務局長等から繰越承認された金額

「事故繰越しを必要とする理由書」と一致させる。

検査を行っていないものについては「支出負担行為計画示達額」に対する「支出済額及び支出すべき額」の割合をパーセントで記入する。

事故繰越し（補助事業）

東海財務局長　殿

繰　越　計　算　書（事項別内訳表）

〇〇省所管
令和〇年度　　〇〇会計

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	支出済額及び支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となるべき額
			繰越承認済額	要繰越額	
（組織）〇〇本省	円	円	円	円	円
280 社会資本総合整備事業費					
47 社会資本総合整備事業に必要な経費	35,000,000	25,000,000	(0) 0	(0) 10,000,000	0
（事項）〇〇県社会資本整備総合交付金 （〇〇線）	35,000,000	25,000,000	(0) 0	(0) 10,000,000	0

・**繰越計算書の「目」の先頭2桁と予算事項のコード（47）が一致しているか最低限確認**すること。
・同じ主要経費の事項が複数ある項の場合には、予算事項の選択誤りが多いため、**必ず予算書（必要に応じて各省の各目明細書）上の事項名と照合**すること。

0000000006

（別添様式）

事故繰越しを必要とする理由書

支出負担行為担当官	○○局○○課会計課長

①事故繰越しの概要

所管・会計	○○省　一般会計	組織・項	○○本省　○○事業費
「目」の名称	○○事業費	「目の細分」の名称	○○事業費
事項名	一級河川○○川河川改修工事		
箇所名	第△△号ほか○箇所		
所　在	○○県○○市○○町○○地先～△△地先		
事業内容	一級河川○○川河川改修工事に係る護岸工事 護岸工　L＝300m		
要繰越額	○○，○○○，○○○　円		

「事業内容」欄には、事故繰越しの対象となる経費の内容を記入するとともに、事故事由との整合にも留意の上、記入して下さい。

②明許繰越・翌債

明許繰越し（翌債）の承認番号及び承認年月日	○○財主計第1234号（令和○年○月○日）

承認番号及び承認年月日については必ず記入して下さい。
ただし、前年度に本省において支出負担行為未済で明許繰越しを行っていて、当該年度に財務局等で事故繰越し（財務局等において前年度に明許繰越しをしていない経費）を行う場合については、承認番号及び承認年月日に替えて「本省繰越し分」と記入することとして差支えありません。

事項名	一級河川○○川河川改修工事						
箇所名	第△△号ほか◇箇所						
繰越事由	計画に関する諸条件	設計に関する諸条件	気象の関係	用地の関係	補償処理の困難	資材の入手難	試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難
		ア					
	内容		その他の場合は事由を記入				
	基礎工法						

事項名、箇所名、繰越事由欄については、明許繰越し（翌債）時の「箇所別調書及び理由書」を添付する場合は記入不要です。

③

支出負担行為年月日	R3　年　5　月　1　日
支出負担行為済額	○○，○○○，○○○　円

補助事業は当初の支出負担行為年月日（交付決定年月日）を、直轄事業は、最終的な支出負担行為年月日（変更契約日等）（契約年月日）を記入して下さい。
なお、「支出負担行為済額」欄には、最終的な支出負担行為済額全額を記入して下さい。

④

事故発生年月日	R4　年　9　月　1　日（～　年　月　日）

事故の要因が複数日にわたる場合は、事故が生じた期間を記入して下さい。

⑤

事故事由	工事を実施していたところ、R4年9月1日に上流域において不安定土砂が大量に堆積していることが判明した。 即日、工事を中止して現場の安全確保のための対策検討を行った結果、上流部に土石流捕捉のためのワイヤネットとともに土石流の前兆現象を把握するためのセンサーを設置する必要が生じ、これらの設置工事に6か月の不測の日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難となった。

事故事由を確認するため、事故発生年月日にどのような事故が発生し、事業の進捗にどのような影響を及ぼしたのかを具体的に記入して下さい。

前年度に明許繰越しとなった要因による事故繰越しは認められないので、支出負担行為後に発生した当該年度中の事故事由について具体的に記入して下さい。
繰越しガイドブックに記載の事例も参考にして下さい。

⑥

当初の事業計画	R3	年	5	月	1	日	～	R4	年	3	月	31	日
明許繰越し（翌債）後の事業計画	R3	年	5	月	1	日	～	R4	年	12	月	20	日
事故繰越し後の事業計画	R3	年	5	月	1	日	～	R5	年	9	月	20	日

明許（翌債）承認時の「事業完了予定年月日」を記入して下さい。改め明許の場合には、改め明許承認時の事業計画を記入して下さい。

翌年度内に事業が終了見込となっているかを確認して下さい。

⑦事業の遅れに繋がった他の要因があれば、その原因等を事業計画との比較（中断・再開時期の理由、工期の長期化の理由など）で説明してください。

［工期の長期化の理由］
上流域に不安定土砂が大量に堆積している事実を踏まえ、より現場の安全確保を講じる必要が生じたため、護岸工事に6か月要する予定であったところ9か月（6か月+3か月）要することとなった。
［契約の推移］
R4年4月1日　当初契約
R4年4月20日　変更契約（1回目）
R4年5月1日　変更契約（2回目）

事故事由について、補足がある場合にはこの欄に記入して下さい。
また、支出負担行為の実施を複数回行っている場合については、この欄にその旨を記入するとともに、支出負担行為を行った回数を記入して下さい。

連絡先	○○局◇◇課
TEL	012-345-6789
担当	財務　太郎

事故繰越し（補助事業）

繰越計算書（事故繰越しの分）審査表

令和　〇年度　　所管：　〇〇省　　会計（組織・勘定）：　〇〇本省・一般会計

事項別内訳表の事項（予算書上の事項）を記載する。

（項）社会資本総合整備事業費　　（事項）社会資本総合整備事業に必要な経費　　（目）社会資本整備総合交付金

「事業」（正）と「事業費」（誤）の記載誤りが多くみられるので注意。
例：　47 社会資本総合整備事業に必要な経費
審査表でよくある間違い：47 社会資本総合整備事業費に必要な経費

番号	審査事項（要件等）		確認
1	各省各庁の長から繰越しの手続に関する事務委任を受けているものである。		〇
2	前年度に事故繰越しで繰り越した経費の再事故繰越しではない。		〇
3	前年度に明許繰越しで繰り越した経費の事故繰越し	ではなく、丙号繰越明許費の経費又は丙号繰越明許要求書の事由に該当しない。	―
		である。	〇
4	本年度内に支出負担行為がなされている。		〇
5	避け難い事故が、支出負担行為後に発生したものである。		〇
6	事故繰越事由は、異常な天然現象・地権者の死亡・工事中の崩落事故による中断等、真にやむを得ないものである。		〇
7	支出負担行為の時期、金額、契約の相手方等は適正である。		〇
8	関連経費として繰り越す経費は	ない。	〇
		あるが、内容・積算は適正である。	―

番号	審査事項（提出書類）	確認
9	繰越計算書の書式は適正に作成されている。記入すべき箇所は全て適正に記入されている。	〇
10	部局等、項及び目（目の細分）の名称並びにコード番号が適正である。	〇
11	事項のたて方（名称等）は適当である。	〇
12－ i	「支出負担行為計画示達額」欄について、目までの金額の積上げが適正である。	〇
12－ ii	支出負担行為計画示達額は、示達された支出負担行為計画と一致している。	〇
13	「支出済額及び支出すべき額」欄は、妥当な金額である。（特に前金払、概算払）	〇
14－ i	「翌年度へ繰越額」欄の前回までの「繰越承認済額」欄の金額は適正である。	〇
14－ ii	「翌年度へ繰越額」欄の「要繰越額」欄の金額は、積算の内容も含め検討した結果、適正である。	〇
15	「不用となるべき額」欄は妥当な金額である。	〇
16－ i	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	〇
16－ ii	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	〇
16－iii	「摘要」欄の「事務事業の既済高及び検査年月日」欄は、適正、かつ繰越事由、完了見込み等から判断して適当である。	〇
16－iv	「摘要」欄の「事務事業の完了の見込年月日」欄は、進捗状況等から判断して妥当である。	〇
17	繰越計算書（事項別内訳表）の事項（予算書上の事項）及びそのコードが適正に記載されている。	〇
18	繰越事由・事由発生時期について、支出負担行為の時期及び完成までの期間、事業の進捗状況等からみて、やむを得ない（避け難い）ものである。	〇

記載例　〇：該当し、確認済み
　　―：該当なし
　　△：その他（余白又は別紙で内容を記載）

工程表

※既存の任意様式で可

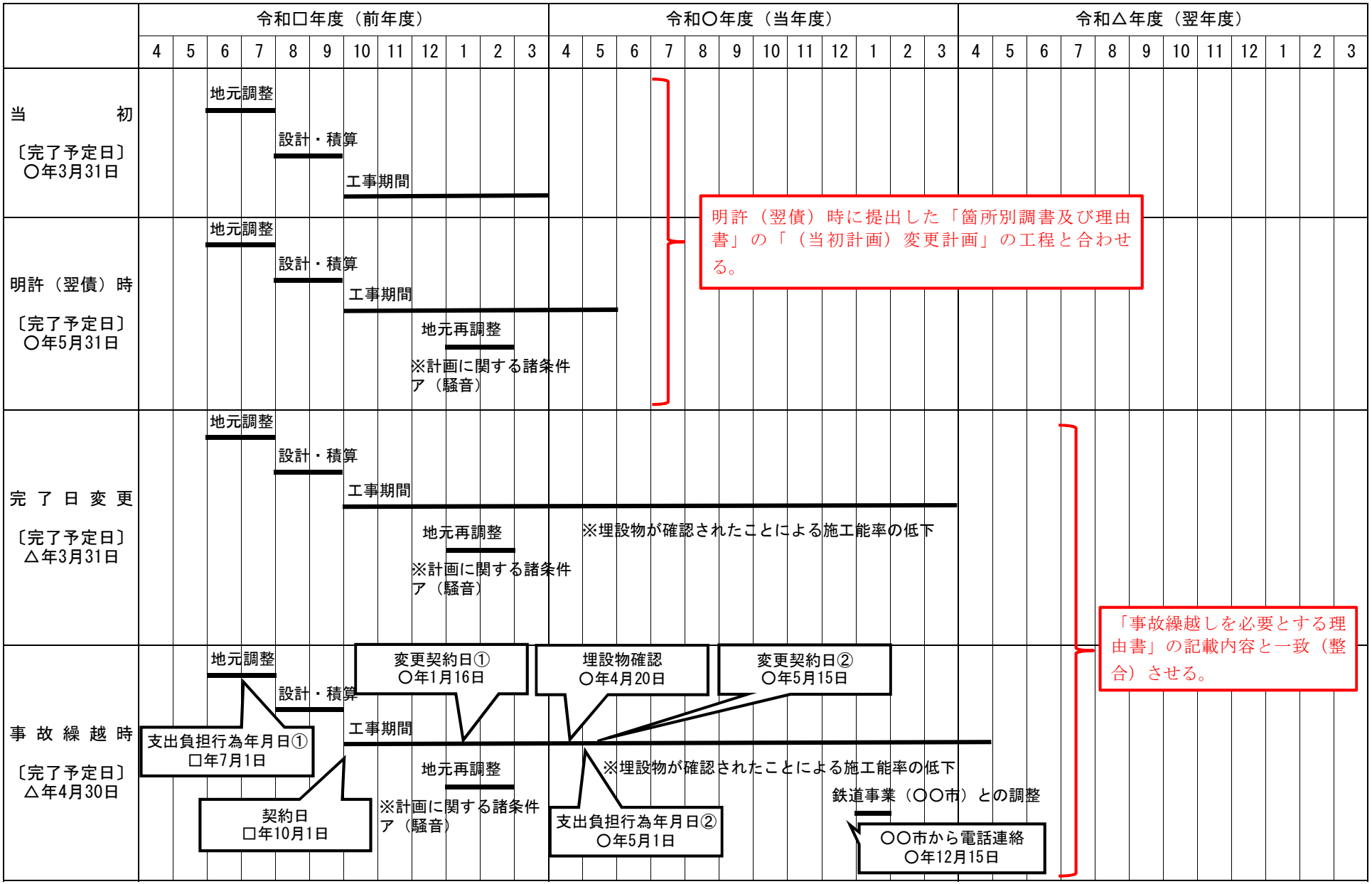

３．繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担（翌債）にかかる事例

翌債（補助事業）

箇所別調書及び理由書と一致させる。

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日

東海財務局長　殿

支出負担行為担当官　　〇〇〇〇局長

翌 年 度 に わ た る 債 務 負 担 の 承 認 要 求 書

〇〇省所管
令和〇年度　　〇〇会計

支出負担行為担当官　〇〇〇〇局長に係る分

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	摘要 支出負担行為済額	摘要 支出負担行為の相手方及び年月日	摘要 事務事業の既済高及び検査年月日	摘要 事務事業の完了の見込年月日
	円	円	円	円	円			
（組織）〇〇本省								
280 社会資本総合整備事業費								
47052-1825-00 防災・安全社会資本整備交付金	17,000,000	(0) 8,000,000	(0) 3,000,000	(0) 5,000,000				
（目の細分）防災・安全社会資本整備交付金	12,000,000	(0) 8,000,000	(0) 3,000,000	(0) 5,000,000				
（事項）落石防護柵設置等工事の補助 （〇〇市〇〇地内ほか10箇所）	5,000,000	(0) a 5,000,000	(0) b 2,000,000	(0) c 3,000,000	(0) 5,000,000	〇〇市長 令和〇年〇月〇日 ほか1回		令和△年5月31日
（その他の事項）	7,000,000	(0) 3,000,000	(0) 1,000,000	(0) 2,000,000				
（その他の目の細分）	5,000,000	(0) 0	(0) 0	(0) 0				

翌年度にわたる債務負担を必要とする理由　別紙理由書のとおり。

0000000006

1

各省各庁の長から翌債の手続に関する事務の委任を受けている者が**支出負担行為担当官以外**の場合は、**両者は一致しない**ので注意。

着色部分は、ADAMSⅡではシステムで自動計算し出力される。

目の細分がある場合

交付決定（支出負担行為）が数回に及んでいる場合は「〇年〇月〇日（※）ほか何回」と記入する。
※原則、**直近の年月日を記入**すること。

（注）a＝b＋C

交付決定未済の場合は空欄とし、「箇所別調書及び理由書」の「事由」欄に交付決定内示日を記載してください。

事項内で箇所が複数ある場合は、**最終の事業完了年月日を記載**する。

箇所別調書及び理由書と一致させる。

翌債（補助事業）

東海財務局長　殿

翌 年 度 に わ た る 債 務 負 担 の 承 認 要 求 書（事項別内訳表）

〇〇省所管
令和〇年度　　〇〇会計

部局等、項及び事項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳	
			本年度分	翌年度分
（組織）〇〇本省	円	円	円	円
280 社会資本総合整備事業費				
47 社会資本総合整備事業に必要な経費	(0) 5,000,000	(0) 5,000,000	(0) 2,000,000	(0) 3,000,000
（事項）落石防護柵設置等工事の補助 （〇〇市〇〇地内ほか10箇所）	(0) 5,000,000	(0) 5,000,000	(0) 2,000,000	(0) 3,000,000

・**承認要求書の「目」の先頭2桁と予算事項のコード（47）が一致しているか最低限確認**すること。
・同じ主要経費の事項が複数ある項の場合には、予算事項の選択誤りが多いため、**必ず予算書（必要に応じて各省の各目明細書）上の事項名と照合**すること。

0000000006

翌債（補助事業）

施工時の迂回路について、地元からルート変更の要望があり、その調整に不測の日数を要したため、工事の年度内完成が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　防災・安全社会資本整備交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
落石防護柵設置等工事の補助 （〇〇市〇〇地内ほか10箇所）	〇〇市〇〇町字〇〇	〇〇市〇〇町字〇〇 落石防護柵設置等工事 斜面安定工 A＝1,230㎡ 落石防護柵工 L＝180㎡	地元との調整 （〇年4月） 〇年4月 設計積算 （〇年5月～〇年7月） 〇年5月～〇年9月 地元再調整 (-) 〇年7月～〇年8月 工事期間 （〇年8月～△年3月） 〇年10月～△年5月	円 5,000,000	円 2,000,000	円 3,000,000	△年5月31日	計画に関する諸条件　ア （迂回路） （7月～8月）

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

当初計画にない新たな計画が生じた場合、上段は（ー）、下段に変更計画を本書きする。

「事由」・「発生時期」の整合

交付決定未済の場合は、交付決定内示日を記載する。
記載例：交付決定内示日：〇年〇月〇日

◆間違いやすいポイント◆
繰越事由の（）内には、地元との**調整内容**を記載する。
（地元調整）と記載しないこと。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担　当　部　課　名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担　当　者　氏　名　：〇〇〇〇
電　　話　　番　　号　：000-000-0000

翌債（補助事業）

翌債承認要求書　審査表

令和　〇年度　　所管：　〇〇省　　会計（組織・勘定）：　〇〇本省・一般会計

事項別内訳表の事項（予算書上の事項）を記載する。

（項）社会資本総合整備事業費　　（事項）社会資本総合整備事業に必要な経費　　（目）防災・安全社会資本整備交付金

「事業」（正）と「事業費」（誤）の記載誤りが多くみられるので注意。
例：47 社会資本総合整備事業に必要な経費
審査表でよくある間違い：47 社会資本総合整備事業費に必要な経費

番号	審査事項（要件等）		確認
1	各省各庁の長から翌債の手続に関する事務委任を受けているものである。		○
2	予算書の丙号繰越明許費に該当している。		○
3	予算参照書の丙号繰越明許費要求書に掲げられている事由に該当している。		○
4	前年度に明許繰越しによって繰り越した経費ではない。		○
5	国庫債務負担行為の歳出化予算ではない。		○
6	債務負担が、予算書、予算参照書、各目明細書等と照合し、予算に定められた目的に反していないものであり、また、法令に違反するものではない。		○
7	財務大臣の承認以前に翌年度にわたる債務負担を行っていない。 また、翌々年度以降にわたる債務負担ではない。		○
8	契約等に定められている内容に沿って実施されている。		○
9	翌債事由及び事由発生時期は妥当である。 着工年月日、竣工予定年月日等の状況が翌債をするうえにおいて支障がない。		○
10	債務負担額は支出負担行為計画示達額を超えていない。		○
11	支出負担行為未済の事業は	ない。	○
		あるが、翌債とすることは妥当である。	—
12	前金払又は概算払は	していない。	—
		しているが、支払見込額は適正である（過払いとはならない。）。	○
13	予備費使用に係る経費	ではない。	○
		である。	—

番号	審査事項（提出書類）	確認
14	翌債承認要求書の書式は適正に作成されている。記入すべき箇所は全て適正に記入されている。	○
15	部局等、項及び目（目の細分）の名称並びにコード番号が適正である。	○
16	事項のたて方（名称等）は適当である。	○
17－ⅰ	「支出負担行為計画示達額」欄について、目までの金額の積上げが適正である。	○
17－ⅱ	支出負担行為計画示達額は、示達された支出負担行為計画と一致している。	○
18	「翌年度にわたる債務負担を必要とする額」欄は、適正な金額である。	○
19－ⅰ	「左の額の支出見込額内訳」欄の「本年度分」欄の金額は適正である。	○
19－ⅱ	「左の額の支出見込額内訳」欄の「翌年度分」欄の金額は適正である。	○
20－ⅰ	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	○
20－ⅱ	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	○
20－ⅲ	「摘要」欄の「事務事業の既済高及び検査年月日」欄は、適正、かつ翌債事由、完了見込み等から判断して適当である。	—
20－ⅳ	「摘要」欄の「事務事業の完了の見込年月日」欄は、進捗状況等から判断して妥当である。	○
21	翌債承認要求書（事項別内訳表）の事項（予算書上の事項）及びそのコードが適正に記載されている。	○
22－ⅰ	箇所別調書及び理由書の記入すべき箇所は、全て適正に記入されている。	○
22－ⅱ	翌債事由・事由発生時期等について、支出負担行為の時期及び完成までの期間、事業の進捗状況等からみて妥当である。	○

記載例　○：該当し、確認済み
　　—：該当なし
　　△：その他（余白又は別紙で内容を記載）

翌債承認の変更（増額）

箇所別調書及び理由書と一致させる。

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日

東海財務局長　殿

支出負担行為担当官　　〇〇〇〇局長

翌 年 度 に わ た る 債 務 負 担 の 承 認 要 求 書（変更の分）

〇〇省所管
令和〇年度　　〇〇会計

支出負担行為担当官　〇〇〇〇局長に係る分

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	摘要 支出負担行為済額	摘要 支出負担行為の相手方及び年月日	摘要 事務事業の既済高及び検査年月日	摘要 事務事業の完了の見込年月日
	円	円	円	円	円			
（組織）〇〇本省								
280 社会資本総合整備事業費								
47052-1825-00 防災・安全社会資本整備交付金	132,000,000	(112,000,000) 11,000,000	(45,000,000) 4,000,000	(67,000,000) 7,000,000				
（目の細分）防災・安全社会資本整備交付金	127,000,000	(112,000,000) 11,000,000	(45,000,000) 4,000,000	(67,000,000) 7,000,000				
（事項）〇〇県防災・安全社会資本交付金事業 （（国）〇〇号ほか10箇所）	120,000,000	(112,000,000) a 8,000,000	(45,000,000) b 3,000,000	(67,000,000) c 5,000,000	(112,000,000) 8,000,000	〇〇県知事 令和〇年〇月〇日 ほか1回		令和△年7月30日
（その他の事項）	7,000,000	(0) 3,000,000	(0) 1,000,000	(0) 2,000,000				
（その他の目の細分）	5,000,000	(0) 0	(0) 0	(0) 0				

翌年度にわたる債務負担を必要とする理由　別紙理由書のとおり。

0000000006

1

各省各庁の長から翌債の手続に関する事務の委任を受けている者が**支出負担行為担当官以外**の場合は、**両者は一致しない**ので注意。

交付決定（支出負担行為）が数回に及んでいる場合は「〇年〇月〇日（※）ほか何回」と記入する。
※原則、**直近の年月日を記入**すること。

着色部分は、ADAMSⅡではシステムで自動計算し出力される。

目の細分がある場合

翌債の既承認額を上段（）**外書**

（注）a＝b＋C

既承認の翌債について、**当該債務負担を増額する必要のある金額**を本書きで記載する。

箇所別調書及び理由書と一致させる。
（既承認の事項から選択）

箇所別調書及び理由書と一致させる。

翌債承認の変更（増額）

東海財務局長　殿

翌 年 度 に わ た る 債 務 負 担 の 承 認 要 求 書（事項別内訳表）

〇〇省所管
令和〇年度　　〇〇会計

部局等、項及び事項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳	
			本年度分	翌年度分
（組織）〇〇本省	円	円	円	円
280 社会資本総合整備事業費				
47 社会資本総合整備事業に必要な経費	120,000,000	(112,000,000) 8,000,000	(45,000,000) 3,000,000	(67,000,000) 5,000,000
（事項）〇〇県防災・安全社会資本交付金事業（（国）〇〇号ほか10箇所）	120,000,000	(112,000,000) 8,000,000	(45,000,000) 3,000,000	(67,000,000) 5,000,000

・**承認要求書の「目」の先頭2桁と予算事項のコード（47）が一致しているか最低限確認**すること。
・同じ主要経費の事項が複数ある項の場合には、予算事項の選択誤りが多いため、**必ず予算書（必要に応じて各省の各目明細書）上の事項名と照合**すること。

0000000006

翌債承認の変更（増額）

翌債承認後に、埋蔵物の撤去が必要であることが判明し、事業量の増加に伴い、契約金額が既承認金額を超過することとなったため翌債の追加（変更）を申請するケース。

所管：○○省
会計：○○会計

○○第　×××　号
令和○年□□月□□日
1/○

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの）＜変更の分・記載例＞

（目の細分）　防災・安全社会資本整備交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
				円	円	円		
○○県防災・安全社会資本交付金事業（（国）○○号ほか10箇所）	（国）○○線	○○市○○町字○○	関係機関協議 （○年4月～○年11月） ○年4月～○年12月	(12,000,000) 8,000,000	(5,000,000) 3,000,000	(7,000,000) 5,000,000	△年7月30日	計画に関する諸条件　イ （埋蔵物） （2月～3月）
	○○市○○地内	法面工　一式	設計積算・契約 （○年12月） △年1月					前回の承認年月日等 ○年11月○日付 東海財主２第○○○○号
			埋蔵物撤去 (-) △年2月～△年3月					
			本工事 （△年1月～△年5月） △年3月～△年7月					
		ほか　10箇所		(100,000,000) 0	(40,000,000) 0	(60,000,000) 0		
1件	計	11箇所		(112,000,000) 8,000,000	(45,000,000) 3,000,000	(67,000,000) 5,000,000		

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

翌債の既承認額を上段に（）外書きで記載する。

増額分を本書きで記載する。

既翌債承認にかかる「承認番号」、「承認年月日」を記載する。

◆間違いやすいポイント◆
繰越事由は、既翌債承認以降に発生した事由に限る。

変更となった箇所以外の箇所をまとめ、一括して記載

（当初計画）部分は、前回承認時の変更計画を記載する。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担 当 部 課 名　：○○部○○課○○係
担 当 者 氏 名　：○○○○
電　話　番　号　：000-000-0000

翌債承認の変更（増額）

翌債承認要求書　審査表

令和　〇年度　　所管：　〇〇省　　会計（組織・勘定）：　本省・一般会計

（項）社会資本総合整備事業費　　（事項）社会資本総合整備事業に必要な経費　　（目）防災・安全社会資本整備交付金

事項別内訳表の事項（予算書上の事項）を記載する。

「事業」（正）と「事業費」（誤）の記載誤りが多くみられるので注意。
例：47 社会資本総合整備事業に必要な経費
審査表でよくある間違い：47 社会資本総合整備事業費に必要な経費

番号	審査事項（要件等）		確認
1	各省各庁の長から翌債の手続に関する事務委任を受けているものである。		○
2	予算書の丙号繰越明許費に該当している。		○
3	予算参照書の丙号繰越明許費要求書に掲げられている事由に該当している。		○
4	前年度に明許繰越しによって繰り越した経費ではない。		○
5	国庫債務負担行為の歳出化予算ではない。		○
6	債務負担が、予算書、予算参照書、各目明細書等と照合し、予算に定められた目的に反していないものであり、また、法令に違反するものではない。		○
7	財務大臣の承認以前に翌年度にわたる債務負担を行っていない。 また、翌々年度以降にわたる債務負担ではない。		○
8	契約等に定められている内容に沿って実施されている。		○
9	翌債事由及び事由発生時期は妥当である。 着工年月日、竣工予定年月日等の状況が翌債をするうえにおいて支障がない。		○
10	債務負担額は支出負担行為計画示達額を超えていない。		○
11	支出負担行為未済の事業は	ない。	○
		あるが、翌債とすることは妥当である。	—
12	前金払又は概算払は	していない。	○
		しているが、支払見込額は適正である（過払いとはならない。）。	—
13	予備費使用に係る経費	ではない。	○
		である。	—

番号	審査事項（提出書類）	確認
14	翌債承認要求書の書式は適正に作成されている。記入すべき箇所は全て適正に記入されている。	○
15	部局等、項及び目（目の細分）の名称並びにコード番号が適正である。	○
16	事項のたて方（名称等）は適当である。	○
17－ⅰ	「支出負担行為計画示達額」欄について、目までの金額の積上げが適正である。	○
17－ⅱ	支出負担行為計画示達額は、示達された支出負担行為計画と一致している。	○
18	「翌年度にわたる債務負担を必要とする額」欄は、適正な金額である。	○
19－ⅰ	「左の額の支出見込額内訳」欄の「本年度分」欄の金額は適正である。	○
19－ⅱ	「左の額の支出見込額内訳」欄の「翌年度分」欄の金額は適正である。	○
20－ⅰ	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	○
20－ⅱ	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	○
20－ⅲ	「摘要」欄の「事務事業の既済高及び検査年月日」欄は、適正、かつ翌債事由、完了見込み等から判断して適当である。	—
20－ⅳ	「摘要」欄の「事務事業の完了の見込年月日」欄は、進捗状況等から判断して妥当である。	○
21	翌債承認要求書（事項別内訳表）の事項（予算書上の事項）及びそのコードが適正に記載されている。	○
22－ⅰ	箇所別調書及び理由書の記入すべき箇所は、全て適正に記入されている。	○
22－ⅱ	翌債事由・事由発生時期等について、支出負担行為の時期及び完成までの期間、事業の進捗状況等からみて妥当である。	○

記載例　○：該当し、確認済み
　　—：該当なし
　　△：その他（余白又は別紙で内容を記載）

４．箇所別調書及び理由書の記載例
（ケース別）

地元調整による場合

施工時の迂回路について、地元からルート変更の要望があり、その調整に不測の日数を要したため、工事の年度内完成が困難となったケース。

所管：○○省
会計：○○会計

○○第　×××　号
令和○年□□月□□日
1/○

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　防災・安全社会資本整備交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　由
落石防護柵設置等工事の補助 （○○市○○地内ほか10箇所）	○○市○○町字○○	○○市○○町字○○ 落石防護柵設置等工事 斜面安定工 A＝1,230㎡ 落石防護柵工 L＝180㎡	地元との調整 （○年4月） ○年4月 設計積算 （○年5月～○年7月） ○年5月～○年9月 地元再調整 (-) ○年7月～○年8月 工事期間 （○年8月～△年3月） ○年10月～△年5月	円 5,000,000	円 2,000,000	円 3,000,000	△年5月31日	計画に関する諸条件　ア （迂回路） （7月～8月）

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

当初計画にない新たな計画が生じた場合、上段は（ー）、下段に変更計画を本書きする。

「事由」・「発生時期」の整合

◆間違いやすいポイント◆
繰越事由の（）内には、地元との**調整内容**を記載する。
（地元調整）と記載しないこと。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担　当　部　課　名　：○○部○○課○○係
担　当　者　氏　名　：○○○○
電　話　番　号　：000-000-0000

土地の立入許可による場合

測量調査に必要な土地の立入許可について、地元との調整に不測の日数を要したため、業務の年度内完了が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　防災・安全社会資本整備交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　由
				円	円	円		
〇〇県防災・安全社会資本整備交付金 （〇〇区域　砂防施設新設）	〇〇区域 〇〇市〇〇町字〇〇	〇〇市〇〇町字〇〇 測量設計 N＝１式	地元調整 （〇年4月～〇年9月） 〇年4月～〇年11月 設計積算 （〇年10月～〇年11月） 〇年12月～△年1月 業務実施 （〇年12月～△年3月） △年2月～△年5月	20,000,000	0	20,000,000	△年5月31日	計画に関する諸条件　ア （立入許可） （10月～11月）

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

◆間違いやすいポイント◆
繰越事由の（）内には、地元との**調整内容**を記載する。
（地元調整）と記載しないこと。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担 当 部 課 名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担 当 者 氏 名　：〇〇〇〇
電　話　番　号　：000-000-0000

占用許可物件の移設による場合

電力会社に占用許可している物件の移設工事が2ヶ月遅れたため、当該工事の年度内完了が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　社会資本整備総合交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　由
県道〇〇号線〇〇工区 交差点改良事業	県道〇〇号線 〇〇工区	〇〇市〇〇町字〇〇	占用許可物件の移設（電柱） （〇年8月） 〇年8月～〇年10月	円 10，000，000	円 4，000，000	円 6，000，000	△年5月31日	計画に関する諸条件　ア （占用許可物件の移設（電気）） （9月～10月）
	〇〇市〇〇地内	交差点改良工事 総延長 Ｌ＝100m 幅員 Ｗ＝20m	設計積算 （〇年9月～〇年10月） 〇年11月～〇年12月 工事期間 （〇年11月～△年3月） △年1月～△年5月					

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

◆間違いやすいポイント◆
「占用許可物件の移設」の後に（）書きで「電気」「ガス」など対象物が明確となるよう記載すること。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担　当　部　課　名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担　当　者　氏　名　：〇〇〇〇
電　話　番　号　：000-000-0000

漁協との調整による場合

施工時の水質汚濁について、漁協との再調整が必要となり、その調整に不測の日数を要したため、工事の年度内完成が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　防災・安全社会資本整備交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
					本年度分	翌年度分		
				円	円	円		
〇〇県防災・安全社会資本整備交付金　河川事業 （二級河川　〇〇川）	二級河川　〇〇川 〇〇市〇〇町字〇〇	〇〇市〇〇町字〇〇 護岸工 L＝180m	漁協との調整 （〇年4月） 〇年4月 設計積算 （〇年5月～〇年7月） 〇年5月～〇年9月	40,000,000	16,000,000	24,000,000	△年5月31日	計画に関する諸条件　ア （水質汚濁） （7月～8月）
			漁協との再調整 (-) 〇年7月～〇年8月					
			工事期間 （〇年8月～△年3月） 〇年10月～△年5月					

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

当初計画にない新たな計画が生じた場合、上段は（－）、下段に変更計画を本書きする。

◆間違いやすいポイント◆
繰越事由の（）内には、「漁協との調整」と記載するのではなく、**漁協と調整を要した内容**を記載すること。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担　当　部　課　名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担　当　者　氏　名　：〇〇〇〇
電　話　番　号　：000-000-0000

状況変化に伴う施工能率低下による場合

工事施工中、当初想定していなかった位置に水道管が出現するという状況変化に伴う施工能率の低下により、年度内の事業完了が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　社会資本整備総合交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
				円	円	円		
〇〇市公共下水道事業の補助（〇〇工区）	〇〇工区 〇〇市〇〇地内	〇〇市〇〇町字〇〇 汚水管新設工事 工事延長 L＝100m	設計積算 （〇年4月～〇年6月） 〇年4月～〇年6月 工事着手 〇年7月 不明埋設物（水道管）への対策検討 （－） 〇年11月 工事期間 （〇年7月～△年3月） 〇年7月～△年5月 ※　状況変化に伴う1カ月の施工能率低下	60,000,000	20,000,000	40,000,000	△年5月31日	計画に関する諸条件　イ （埋設物） （11月）

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

施工能率の低下によるため、事由発生期間と工事遅延期間が同じにならない場合もある。
※で事由発生期間と工事遅延期間に差が発生する理由を付記する。

◆間違いやすいポイント◆
工事施工に伴い発生した状況変化による設計変更に不測の日数を要した場合は、「設計に関する諸条件　イ」に該当。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担　当　部　課　名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担　当　者　氏　名　：〇〇〇〇
電　　話　　番　　号　：000-000-0000

基本計画の策定（変更）による場合

河川改修事業の河川法線の変更にあたり有識者と協議したところ、その意見調整に不測の日数を要したことにより、当該工事の年度内完了が困難となったケース。

所管：○○省
会計：○○会計

○○第　×××　号
令和○年□□月□□日
1/○

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　社会資本整備総合交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
					本年度分	翌年度分		
			円	円	円	円		
			有識者との協議 （○年8月） ○年8月～○年10月	10,000,000	4,000,000	6,000,000	△年5月31日	計画に関する諸条件　エ （河川法線の変更） （9月～10月）
○○市社会資本整備総合交付金 （一級河川○○川ほか５箇所）	一級河川○○川	○○市○○町字○○						
	○○市○○地内	河川改修事業	設計積算 （○年9月～○年10月）					
		護岸工事	○年11月～○年12月					
		Ｌ＝100m						
		護岸工（ＣＢ張）	工事期間					
		Ａ＝500㎡	（○年11月～△年3月）					
		根固めブロック	△年1月～△年5月					
		Ｎ＝30個						

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担 当 部 課 名　：○○部○○課○○係
担 当 者 氏 名　：○○○○
電　話　番　号　：000-000-0000

他事業との調整による場合

他事業（事業主体又は所管省庁の異なる事業）が2ヶ月遅延したことより、当該工事の設計積算に取り掛かれず、年度内完了が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　社会資本整備総合交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　由
				円	円	円		
県道〇〇号線〇〇工区交差点改良事業	県道〇〇号線〇〇工区	〇〇市〇〇町字〇〇	他事業との調整（〇〇市） （〇年8月） 〇年8月～〇年10月	10,000,000	4,000,000	6,000,000	△年5月31日	計画に関する諸条件　オ （下水道） （9月～10月）
	〇〇市〇〇地内	交差点改良工事 総延長 L＝100m 幅員 W＝20m	設計積算 （〇年8月～〇年9月） 〇年10月～〇年11月 工事期間 （〇年10月～△年3月） 〇年12月～△年5月					

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

事業主体を記載

「事由」・「発生時期」の整合

◆間違いやすいポイント◆
他事業の事業主体及び所管省庁が当該事業と同一の場合は「計画に関する諸条件　キ」とし、具体的な事由を記載すること。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担 当 部 課 名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担 当 者 氏 名　：〇〇〇〇
電　話　番　号　：000-000-0000

関係機関との協議・許認可による場合

関係機関との協議に2ヶ月の不測の日数を要したため、年度内完了が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　道路メンテナンス事業費補助

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
				円	円	円		
〇〇県 道路メンテナンス事業費補助 （主〇〇〇線　ほか10箇所）	（主）〇〇〇線 〇〇橋	〇〇市〇〇町字〇〇	関係機関との協議 （〇年4月） 〇年4月～〇年6月	10,000,000	4,000,000	6,000,000	△年5月31日	計画に関する諸条件　カ （河川法・〇〇県） （5月～6月）
	〇〇市〇〇地内	橋梁補修工事　一式	設計積算 （〇年5月～〇年6月） 〇年7月～〇年8月					
			工事期間 （〇年7月～△年3月） 〇年9月～△年5月					

翼債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

根拠法令及び協議先を記載すること。

◆間違いやすいポイント◆
関係機関とは、当該事業に利害関係がなく、事業実施者が当事者以外に対して法令等に基づく協議・許認可を得ることが必要となる第三者機関が該当。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担　当　部　課　名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担　当　者　氏　名　：〇〇〇〇
電　　話　　番　　号　：000-000-0000

先行（関連）工事の遅延による場合（事業主体及び所管省庁が同一の場合）

先行工事において所有者不明の配管が発見され、その所有者確認に1カ月を要したことから、本工事の年度内完了が困難となったケース。

所管：○○省
会計：○○会計

○○第　×××　号
令和○年□□月□□日
1/○

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　社会資本整備総合交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　由
				円	円	円		
県道○○号線道路拡幅事業の補助（○○工区）	県道○○号線○○工区	○○市○○町字○○	先行工事 （○年8月） ○年8月～○年9月	10,000,000	4,000,000	6,000,000	△年4月30日	計画に関する諸条件　キ （先行工事が所有者不明の配管の確認で遅延したため） （9月）
	○○市○○地内	道路拡幅工事 総延長 L＝100m 幅員 W＝20m	設計積算 （○年7月～○年8月） ○年7月～○年9月 工事期間 （○年9月～△年3月） ○年10月～△年4月					

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

◆間違いやすいポイント◆
「事由」欄に、先行工事が遅延した理由を明確に記載すること。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担 当 部 課 名　：○○部○○課○○係
担 当 者 氏 名　：○○○○
電　話　番　号　：000-000-0000

入札不調により計画変更・見直しの検討を実施した場合

１１月の入札不調の結果、原因を調査したところ、〇〇が原因と判明したため、〇〇の計画の見直しに不測の日数を要したことから、本工事の年度内完了が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　社会資本整備総合交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
県道〇〇号線道路拡幅事業の補助 （〇〇工区）	県道〇〇号線〇〇工区	〇〇市〇〇町字〇〇	円 入札期間 （〇年9月～〇年11月） 〇年9月～〇年11月	円 10,000,000	円 4,000,000	円 6,000,000	△年7月31日	計画に関する諸条件　キ （11月の入札不調の結果を踏まえ、原因を調査したところ、〇〇が原因と判明したため、〇〇の計画の見直しに不測の日数を要したもの。） （12月～3月）
	〇〇市〇〇地内	道路拡幅工事 総延長 Ｌ＝100m 幅員 Ｗ＝20m	計画の見直し (-) 〇年12月 再入札期間 (-) △年1月～△年3月 工事期間 （〇年12月～△年3月） △年4月～△年7月					

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

◆間違いやすいポイント◆
入札不調であったこと自体は繰越事由にならない。入札不調の結果、計画の見直しや計画変更を行った場合は具体的な計画変更・見直し内容を記載すること。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担 当 部 課 名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担 当 者 氏 名　：〇〇〇〇
電　話　番　号　：000-000-0000

工事着手前の事前設計段階における工法の選択による場合

工事着手前の事前設計段階における工法選択に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　防災・安全社会資本整備交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
				円	円	円		
			橋梁耐震補強設計 （〇年4月～〇年10月） 〇年4月～〇年12月	10,000,000	4,000,000	6,000,000	△年5月31日	設計に関する諸条件　ア （基礎工法） （11月～12月）
〇〇県防災・安全社会資本整備交付金（一般国道〇〇号〇〇橋）	一般国道〇〇号 〇〇橋	〇〇市〇〇町字〇〇						
			工法検討 (-)					
	〇〇市〇〇地内	橋梁耐震補強工 N＝1橋	〇年11月～〇年12月					
			設計積算 （〇年11月～〇年12月） △年1月～△年2月					
			工事期間 （△年1月～△年3月） △年3月～△年5月					

「事由」・「発生時期」の整合

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

◆間違いやすいポイント◆
工事着手前の工法選択が難航した場合が該当。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担　当　部　課　名	：〇〇部〇〇課〇〇係
担　当　者　氏　名	：〇〇〇〇
電　話　番　号	：000-000-0000

工事着手後の設計変更、契約変更による場合

工事着手後の状況変化による湧水対策に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　防災・安全社旗資本整備交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
				円	円	円		
			地元調整	20,000,000	10,000,000	10,000,000	△年5月31日	設計に関する諸条件　イ
			（〇年4月～〇年6月）					（湧水）
〇〇県防災・安全社会資本整備交付金（一般国道〇〇号）	一般国道〇〇号	〇〇市〇〇町字〇〇	〇年4月～〇6月					（10月～11月）
			設計積算					
	〇〇市〇〇地内	道路改良工	（〇年7月～〇年8月）					
		L＝50m	〇年7月～〇年8月					
			工事期間					
			（〇年9月～△年3月）					
			〇年9月～△年5月					
			仮設対策検討					
			(-)					
			〇年10月～〇年11月					

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

◆間違いやすいポイント◆
契約締結後における現場状況から、設計変更が生じたものが該当。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担 当 部 課 名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担 当 者 氏 名　：〇〇〇〇
電　話　番　号　：000-000-0000

工事着手後の設計変更、契約変更による場合

工事着手後に管水路が既設図面と異なる位置で確認されたため、試掘調査、設計変更に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となったケース。

所管：○○省
会計：○○会計

○○第　×××　号
令和○年□□月□□日
1/○

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　農山漁村地域整備交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　由
			円	円	円	円		
			設計積算	30,000,000	10,000,000	20,000,000	△年11月30日	設計に関する諸条件　イ
○○県農山漁村地域整備交付金（○○地区）	○○地区	○○市○○町字○○	（○年8月～○年9月）					（既設管水路の位置相違）
			○年8月～○年9月					（10月～11月）
翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。	○○市○○地内	農用管水路工事	工事期間					
		一式	（○年10月～△年3月）					
			○年10月～△年11月					
	箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。	事業内容及び具体的数量を記載する。	設計変更・試掘調査					
			(-)					
			○年11月～○年12月					
			※農繁期による工事休止期間 △年4月～△年9月					

「事由」・「発生時期」の整合

◆間違いやすいポイント◆
契約締結後における現場状況から、設計変更が生じたものが該当。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担 当 部 課 名　：○○部○○課○○係
担 当 者 氏 名　：○○○○
電　話　番　号　：000-000-0000

入札不調により設計変更・見直しの検討を実施した場合

１１月の入札不調の結果、原因を調査したところ、〇〇が原因と判明したため、〇〇の設計の見直しに不測の日数を要したことから、本工事の年度内完了が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　社会資本整備総合交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
県道〇〇号線道路拡幅事業の補助 （〇〇工区）	県道〇〇号線〇〇工区	〇〇市〇〇町字〇〇	入札期間 （〇年9月～〇年11月） 〇年9月～〇年11月	円 10,000,000	円 4,000,000	円 6,000,000	△年7月31日	設計に関する諸条件　ウ （11月の入札不調の結果を踏まえ、原因を調査したところ、〇〇が原因と判明したため、〇〇の設計の見直しに不測の日数を要したもの。） （12月～3月）
翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。	○○市○○地内	道路拡幅工事 総延長 L＝100m 幅員 W＝20m	設計変更 (-) 〇年12月 再入札期間 (-) △年1月～△年3月		「事由」・「発生時期」の整合			
	箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。	事業内容及び具体的数量を記載する。	工事期間 （〇年12月～△年3月） △年4月～△年7月					

◆間違いやすいポイント◆
入札不調であったこと自体は繰越事由にならない。入札不調の結果、設計変更や見直しを行った場合は具体的な設計変更・見直し内容を記載すること。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担 当 部 課 名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担 当 者 氏 名　：〇〇〇〇
電　話　番　号　：000-000-0000

用地買収の交渉難航による場合

地権者との用地買収の交渉において地権者に相続が発生し、交渉が5ヶ月延びたため、年度内の事業完了が困難となったケース。

所管：○○省
会計：○○会計

○○第　×××　号
令和○年□□月□□日
1/○

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　社会資本整備総合交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
				円	円	円		
○○市社会資本整備交付金事業（○○線）	（主）○○線	○○市○○町字○○	用地交渉 （○年4月～5月） ○年4月～○年10月	10,000,000	4,000,000	6,000,000	△年8月31日	用地の関係　ア （相続） （6月～10月）
	○○市○○地内	道路工　L＝○○m	設計積算 （○年6月～○年7月） ○年11月～○年12月					
		用地買収 A＝300㎡ （100-1、100-2）	工事期間 （○年8月～△年3月） △年1月～△年8月					

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

◆間違いやすいポイント◆
用地買収の交渉に伴うものが該当。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担　当　部　課　名	：○○部○○課○○係
担　当　者　氏　名	：○○○○
電　話　番　号	：000-000-0000

工事用地の借地交渉の難航による場合

地権者との工事用地の借地交渉において、借地料で折り合いがつかず、交渉が4ヶ月延びたため、年度内の事業完了が困難となったケース。

所管：○○省
会計：○○会計

○○第　×××　号
令和○年□□月□□日
1/○

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　社会資本整備総合交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
					本年度分	翌年度分		
			円	円	円	円		
			用地交渉	10,000,000	4,000,000	6,000,000	△年7月31日	用地の関係　イ
			（○年7月）					（価格）
○○市社会資本整備交付金事業（○○線）	（主）○○線	○○市○○町字○○	○年7月～○年11月					（8月～11月）
			設計積算					
	○○市○○地内	道路工　L＝○○m	（○年7月～○年8月） ○年12月～△年1月					
			工事期間					
			（○年9月～△年3月） △年2月～△年7月					

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

◆間違いやすいポイント◆
工事用用地の借上げの交渉に伴うものが該当。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担 当 部 課 名　：○○部○○課○○係
担 当 者 氏 名　：○○○○
電　話　番　号　：000-000-0000

補償交渉の難航による場合

地権者との物件補償交渉において、補償価格で折り合いがつかず、交渉が2ヶ月延びたため、年度内の物件移転が困難となったケース。

所管：○○省
会計：○○会計

○○第　×××　号
令和○年□□月□□日
1/○

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　社会資本整備総合交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　由
			円	円	円	円		
○○市社会資本整備交付金事業（○○線）	（主）○○線	○○市○○町字○○	補償交渉 （○年7月～○年8月） ○年7月～○年10月	10,000,000	4,000,000	6,000,000	△年4月30日	補償処理の困難　ア （価格） （9月～10月）
	○○市○○地内	用地買収 A＝300㎡ （100-1、100-2）	物件移転 （○年9月～△年2月） ○年11月～△年4月					
		物件補償 建物○件						

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担 当 部 課 名　：○○部○○課○○係
担 当 者 氏 名　：○○○○
電　話　番　号　：000-000-0000

運搬路の災害などにより現場へ資材の運搬が不能による場合

運搬路が被災し、現場へ資材の運搬が不能となり、年度内完了が困難となったケース。

所管：○○省
会計：○○会計

○○第　×××　号
令和○年□□月□□日
1/○

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　山地治山総合対策事業費補助

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　　由
				円	円	円		
			設計積算 （○年5月～○年7月） ○年5月～○年7月	30,000,000	10,000,000	20,000,000	△年6月30日	資材の入手難　ウ （災害） （8月～10月）
○○県山地治山総合対策事業費補助 （○○地区）	○○地区	○○市○○町字○○						
			運搬路の復旧 (-) ○年8月～○年10月					
	○○市○○地内	流路工一式						
			工事期間 （○年8月～△年3月） ○年8月～△年6月					

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担 当 部 課 名　：○○部○○課○○係
担 当 者 氏 名　：○○○○
電　話　番　号　：000-000-0000

特注品の納期遅延による場合

工事に必要な特注品（〇〇）の納期が遅延したため、年度内事業完了が困難となったケース。

所管：〇〇省
会計：〇〇会計

〇〇第　×××　号
令和〇年□□月□□日
1/〇

目の細分がない場合は、目を記入する。

箇 所 別 調 書 及 び 理 由 書　（ 翌債承認に係るもの ）＜記載例＞

（目の細分）　社会資本整備総合交付金

事　　項	箇所名	事　業　概　要	（当　初　計　画） 変　更　計　画	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	事　業　完　了 予 定 年 月 日	事　由
			円	円	円	円		
			設計積算 （〇年5月～〇年7月）	28,000,000	10,800,000	17,200,000	△年6月30日	資材の入手難　エ （納期遅延） （8月～10月）
〇〇市社会資本整備交付金事業（〇〇線）	（主）〇〇線	〇〇市〇〇町字〇〇	〇年5月～〇年7月					
	〇〇市〇〇地内	橋梁補修工事　1橋 護岸工　A＝250㎡	特注品（〇〇）の納期の遅延による工事中断 (-) 〇年8月～〇年10月					
			工事期間 （〇年8月～△年3月）					
			〇年8月～△年6月					

翌債承認要求書の（事項）名と同一にする。

箇所が特定できるよう、地先（地番）等を表示する。

事業内容及び具体的数量を記載する。

「事由」・「発生時期」の整合

◆間違いやすいポイント◆
特注品の納期が遅延した場合が該当。汎用品・既製品は該当しない。

（注）　（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。

担　当　部　課　名　：〇〇部〇〇課〇〇係
担　当　者　氏　名　：〇〇〇〇
電　話　番　号　：000-000-0000